

重 要 事 項 説 明 書

1 事業者・事業所の概要

事業者 所在地 代表者 電話番号 ファックス番号	玉城町 三重県度会郡玉城町田丸114-2 玉城町長 辻村 修一 0596-58-8200 0596-58-4494
事業所 所在地 代表者 管理者 電話番号 ファックス番号	玉城町生活支援ステーションたまき 三重県度会郡玉城町佐田881番地 開設者 玉城町長 辻村 修一 竹郷 哲也 0596-58-8117 0596-58-8127
介護保険指定番号	247800552
通常の事業の実施地域	玉城町、伊勢市、度会町、多気町、明和町

2 事業の目的と運営方針

事業の目的	利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うことを目的とします。
運営の方針	1 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。 2 訪問介護業務を通して地域の在宅介護に貢献すると同時に医療、保健、福祉等の地域関係機関との密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図るものとします。 3 運営にあたっては、運営委員会を設置し、事業の運営に必要な事項について適時協議し緊急の場合には、柔軟に対応できる体制を整備します。

3 職員体制

職 種	員数	業務内容
管 理 者	1名	業務管理及び職員等の管理を一元的に行う。
サービス提供責任者 (訪問介護員兼務)	1名	① サービスの利用の申し込みに関する調整 ② 利用者の状態の変化やサービスに関する意向の定期的な把握 ③ 介護支援事業者等との連携 ④ 訪問介護員への援助目標、内容に関する指示 ⑤ 訪問介護員の業務の実施状況の把握 ⑥ 訪問介護員の業務管理 ⑦ 訪問介護員の研修、技術指導 ⑧ その他、サービスの内容の管理に関する必要な業務
訪 問 介 護 員	2名	① 利用者に対して必要な援助を行う。 ② 利用者の心身の状況等について報告を行うとともに、サービス提供責任者からの情報の伝達を受ける。また必要に応じ研修や技術指導を受ける。

4 業務日及び業務時間

業 務 日	月曜日～土曜日 (ただし、12月29日～1月3日を除く)
業 務 時 間	午前8時30分～午後5時15分

※業務日及び業務時間は必要に応じ個別に対応します。

5 サービスの内容

①身体介護

②生活援助（ご家庭に訪問し、調理、洗濯、掃除などの生活の援助を行います。）

調理 … 利用者の食事の用意を行います。

洗濯 … 利用者の衣類等の洗濯を行います。

掃除 … 利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。

買物 … 利用者の日常生活に必要な物品の買い物を行います。

ただし、事前に買い物の代金を用意して頂き、利用者宅から店舗に伺います。

③総合的に提供できるような相談・指導

※これらのサービスの中には、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

6 利用料金

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、基本料金（料金表）に対し介護保険負担割合証の負担割合に応じてお支払頂きます。但し、介護保険の給付の範囲を超えたサービス料金は、全額自己負担となります。

①基本料金（1回あたり）

区分	算定項目	介護報酬告示額	円換算(10割)	利用者負担 (1割)
身体介護	20分以上30分未満	244単位/回	2,440円/回	244円/回
	30分以上1時間未満	387単位/回	3,870円/回	387円/回
	1時間以上	567単位/回	5,670円/回	567円/回
	所要時間 1 時間から計算して 30分増すごとに加算	82単位	820円	82円
生活援助	20分以上45分未満	179 単位/回	1,790円/回	179円/回
	45分以上	220 単位/回	2,200円/回	220円/回
身体介護後 生活援助	20分以上45分未満	65 単位/回	650円/回	65円/回
	45分以上70分未満	130 単位/回	1,300円/回	130円/回

②各種加算料金

項 目	掛 率・負担額
1. 2人の介護員等の場合	200/100を算定
2. 夜間早朝の場合（午後6時～午後10時）	25/100を加算
3. 深夜の場合（午後10時～午前6時）	50/100を加算
4. 初回加算（1月につき）	200単位
5. 緊急時対応加算（1回につき）	100単位
6. 生活機能向上連携加算（Ⅰ）・（Ⅱ）（1月につき）	100単位・200単位
7. 利用者の選択希望による場合（自費）	2,000円/時間
8. 衣類の洗濯（自費）	1,000円/回

③その他

- ・①が標準的なケースでの利用者負担金となります。
- ・①にあげる利用料金以外、並びに②に当たる場合には、加算等があります。
- ・介護職員等処遇改善加算

(Ⅰ)の場合 所定単位数の1000分の245に相当する単位数が加算されます。

(Ⅱ)の場合 所定単位数の1000分の224に相当する単位数が加算されます。

※保険料の滞納等により保険給付金が直接事業所に支払われない場合にあっては、いったん介護報酬告示額にある料金をいただき、サービス提供証明書を発行しますので、これを後日市町の窓口に出しますと、差額の払戻しを受けることができます。

7 キャンセル料

原則、ご利用者様のご都合でサービスを中止する場合であってもキャンセル料は頂きませんが、なるべく訪問予定日の午前8時30分までにご連絡をお願いします。

(連絡先：0596-58-8117)

利用予定日の午前8時30分までにご連絡いただいた場合	無料
利用予定日の午前8時30分までにご連絡いただかなかった場合	当該基本料金の10% (自己負担相当額)

8 交通費実費

利用者の居宅が、当該事業所の通常の事業実施地域以外にある時は、交通費の実費(23円/km)をいただきます。

9 苦情申立窓口

ご利用者ご相談等窓口	ご利用時間、ご利用方法
玉城町生活支援ステーションたまき 窓口担当者 竹郷 哲也	ご利用時間 平日 午前8時30分～午後5時15分 ご利用方法 電話 0596-58-8117
☒ 玉城町役場 ☐ 伊勢市役所 ☐ 度会町役場 ☐ 多気町役場 ☐ 明和町役場	

- ① 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ② 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

11 緊急時の対応方法

訪問介護を実施中に、利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じます。

12 その他

サービス提供の際の事故やトラブルをさけるため、金銭・物品等の管理については、利用者・ご家族様等で適切に管理をお願いします。(事業所は一切の責任を負いません。)

訪問介護サービス利用にあたり、利用者又は代理人もしくはその家族に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

〔事業所〕

所在地 三重県度会郡玉城町佐田 8 8 1 番地

名 称 玉城町生活支援ステーションたまき

説明者氏名 _____

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、訪問介護サービスの提供開始に同意しました。

利 用 者

住所

氏 名

代 理 人 (選任した場合)

住所

氏 名